

# 就学援助制度のお知らせ

本市では児童・生徒の学校教育において、経済的に困りの保護者に対して学校で必要な費用の一部を援助しています。援助を希望する方は、以下により申請の手続きを行ってください。

## 1 対象者

- 生活保護が停止または廃止になった方
- 世帯全員の市民税が非課税の方
- 児童扶養手当を受給されている方
- 収入が不安定であり、生活状態が悪いと認められる方

## 2 援助する費用

新入学用品費	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品費。
学用品費等	児童又は生徒が通常必要とする学用品費等。
学校給食費	保護者が負担する給食費。
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科。また、均一に負担する旅行傷害保険料、記念写真代等。
体育実技用具費	中学校の体育の授業に必要な実技用具費。
医療費	学校保健法施行令に定められた疾病で、学校で治療の指示を受けた医療費。

- ※ 生活保護を受けている世帯は、「修学旅行費」及び「医療費」が援助対象となります。
- ※ 援助費の支給は、1学期は7月、2学期は12月、3学期は3月です。
- ※ 入学準備金を入学前に受給されている方は、新入学用品費は対象外です。

## 3 申込方法

援助を希望する方は、申請書を記入及び押印のうえ、学校へ提出してください。

## 4 申請書記入上の注意 (別紙記入例を参照)

- (1) 申請年月日を必ず記入してください。
- (2) 申請理由の欄は、1～3に該当しない場合は、「4その他」に理由を具体的に記入してください。  
※ 記入がない場合、申請が認められない場合があります。
- (3) 平成29年度から就学援助費は申請書に記入された保護者口座に支給しています。口座確認のため通帳の金融機関名や支店名、口座番号、名義等が記載されている部分をA4用紙にコピーし、添付してください。  
※ 昨年度の認定者で口座の変更が無い場合も必ず提出してください。  
※ 校納金に未納がある場合は校長口座に振り込みます。
- (4) 訂正は、必ず二重線を引いた上に訂正印を押してください。(※修正テープ及び修正液は使用不可)
- (5) 申請書は児童生徒1人につき1枚必要です。兄弟姉妹で小学校と中学校に児童生徒がいる場合は、小学校と中学校の両方へ提出してください。
- (6) 1年生で入学準備金を申請された方も提出が必要です。

## 5 援助の決定

審査結果は、6月下旬に学校を通じて保護者へ通知します。(※前年分の所得状況が6月に確定するため)

## 6 所得状況の確認について

認定にあたり前年分の所得状況を審査するため、次の方は各手続きを行ってください。所得状況が把握できない場合、就学援助の認定はできません。

- (1) **1月1日現在、始良市外に居住していた方**  
前住所地の市町村が発行する所得課税証明書(所得、所得控除の内容、課税額の記載された証明書)を学校へ提出してください。  
※ 児童生徒と生計が同一である世帯全員分。  
※ 市町村により証明書の発行時期が異なります。該当市町村へ確認してください。(始良市→6月から発行)
- (2) **市県民税が未申告の方**  
必ず市役所本庁税務課または各総合支所税務係で申告を行ってください。